

「指定訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 厚生会
睦園 訪問介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています
(鹿児島県指定第 4670105552 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1	事業者	P 1
2	事業所の概要	P 1
3	事業実施地域及び営業時間	P 1
4	職員体制	P 1
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	P 1
6	サービスの利用に関する留意事項	P 4
7	緊急時・事故発生時の対応方法	P 5
8	事業計画、財務内容の閲覧について	P 5
9	苦情の受付について	P 5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 厚生会
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市吉野町 6077 番地 56
(3) 電話番号 099-244-5588
(4) 代表者氏名 理事長 加治木 久男
(5) 設立年月 平成 18 年 4 月 13 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成 18 年 5 月 1 日指定
(2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対しての適正な訪問介護の提供
(3) 事業所の名称 睦園訪問介護事業所
(4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市吉野町 6077 番地 56
(5) 電話番号 099-244-8845
(6) 管理者 氏名 重久 ひとみ
(7) 事業所の運営方針 入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助での自立、関係市町村、地域の保健、医療、福祉との連携の中で総合的なサービスの提供。
(8) 開設年月 平成 18 年 5 月 1 日
(9) 事業者が行っている他の業務

当事業者は、次の事業も合わせて実施しています。

- 「訪問入浴介護」 平成 18 年 5 月 1 日指定 鹿児島県 4670105560 号
「居宅介護支援事業」 平成 18 年 5 月 1 日指定 鹿児島県 4670105578 号
「通所介護」 平成 18 年 5 月 1 日指定 鹿児島県 4670105545 号
「認知症対応型通所介護」 平成 18 年 5 月 1 日指定 鹿児島県 4690100070 号
「短期入所生活介護」 平成 18 年 5 月 1 日指定 鹿児島県 4670105537 号
「配食サービス」

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金・土・日・祝日 9時～18時
サービス提供時間	月～金・土・日・祝日 24時間対応

4. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	勤務時間
1. 事業所長(管理者)	1名(常勤)	9時～18時
2. サービス提供責任者	1名以上	9時～18時
3. 訪問介護員	2.5名以上	随時(利用者の時間に応じて)
4. 事務職員	1名以上	9時～17時

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、以下の場合があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者から負担いただく場合 |
|--|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金は介護保険負担割合証に定める割合の額となります。

[サービスの概要]

身体介護	入浴・排泄・食事等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。

② 生活援助

調理	ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
買い物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

[サービス利用料金]（契約書第8条参照）

訪問介護サービス

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時～午後6時）での利用料金は別紙の通りです。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 別紙サービスの利用料金は、実際にサービスを要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 加算について

- ・平成21年5月には特定事業所加算Ⅱを取得しましたので、利用料金に10%の加算がついております。
- ・初回加算 … サービス提供責任者が新規に訪問介護計画書を作成し訪問介護、または同行訪問した場合にご利用者より200円頂きます。
- ・緊急時訪問介護加算 … 利用者やその家族などから要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に、ご利用者より100円頂きます。
- ・処遇改善加算 … 平成24年4月1日より処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ、ベースアップ等支援加算を順次を取得しましたが、令和6年4月の介護報酬改定により、令和6年6月以降は、介護職員等処遇改善加算Ⅰに一本化されるため利用料金に24.5%の加算がつかず。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで） : 25%

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで） : 25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで） : 50%

☆ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の利用料金を頂きます。

例) 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。但し、国の制度変更により、利用料金に変更が生じた場合は、重要事項説明書のみの変更とさせていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

[サービスの概要と利用料金]

- ・ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

《お支払い方法》

- ① 毎月末締め翌月 10 日請求、末日までに現金支払い
- ② 毎月末締め翌月 10 日請求、18 日に金融機関からの自動引き落とし
- ③ 毎月末締め翌月 10 日請求、末日までに指定口座振込み

- ・ 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：郵便局、銀行（都市銀行を除く）
- ・ 下記指定口座への振込み
鹿児島銀行 吉野支店 普通預金 361586
社会福祉法人厚生会 特別養護老人ホーム睦園
理事長 加治木 久男

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1,000 円

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて（契約書第3条参照）

当事業所はサービス提供に伴い、得た契約者及びその家族のいかなる情報も、サービス担当者会議又は訪問介護計画書作成以外には利用しません。当訪問介護員は守秘義務を遵守します。

(2) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(3) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名は出来ません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。又、訪問介護員は定期的に変更いたします。訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4) サービス提供の中止

訪問介護員に対する迷惑行為（ハラスメント）が認められる場合は利用中止とさせていただきます場合があります。

(5) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等を十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(6) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(7) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ ご契約者の家族等及び来客に対する訪問介護サービスの提供
- ④ ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他ご契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑥ ご契約者若しくはその家族等が運転する車への同乗（相互の運転を含む）

(8) サービス提供責任者

サービス提供責任者はご契約者からのサービス利用申し込みに関する調整や訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったり、サービス内容を変更したいときには、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話し下さっても構いません。）

[サービス提供責任者の業務]

- ① 訪問介護サービス利用の申込みに関する調整
- ② ご契約者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理及び研修、技術指導
- ⑦ その他、サービス内容の管理について必要な業務

(9) サービス提供時の感染（契約書第7条参照）

訪問介護員が、ご契約者のご家庭で身体介護サービスを行う場合、病原微生物を運びご契約者に感染させる危険性があるので、訪問介護員一人ひとりが「持ち出さない」「持ち込まない」という姿勢を持ち、感染源の媒体とならないよう、手洗い、手指消毒、使い捨て手袋の使用を遵守します。

7. 緊急時・事故発生時の対応方法

訪問時に、事故や急病等が発生した場合、その原因と症状を正しく見分け、適切な対応をします。

- ・利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ・発生した事故の状況及び、事故に際して取った処置を記録する事とします。
- ・利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・事故が生じた際は事故の原因を解明し、再発生を防止する為の対策を講じます。

(1) 緊急時対応の必要情報

ご契約者名		
ご契約者の 主治医	氏 名	
	医療機関	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

(2) 緊急時及びやむを得ない場合

事業所名 社会福祉法人厚生会 陸園訪問介護事業所
 所在地 鹿児島市吉野町 6077 番地 56
 電話番号 099-244-8845 (080-5260-6264 携帯番号)
 協力医療機関名 社会福祉法人厚生会 陸園医務室
 医師名 高橋 利直
 所在地 鹿児島市吉野町 6077 番地 56
 電話番号 099-244-5588

8. 事業計画、財務内容等の閲覧について

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、ご利用者とその家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。ご希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申

し込み下さい。

9. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

[職 名] 睦園訪問介護事業所 管理者 重久 ひとみ

・受付時間 毎週月曜日～日曜日（9時～18時）

(2) 第三者委員会の開催状況

開催日 令和6年11月29日（金）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課 給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
	連絡先：(TEL) 099-216-1280 (FAX) 099-219-4559
	受付時間 8:30～17:15
鹿児島県 国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階
	連絡先：(TEL) 099-213-5122 (FAX) 099-213-0817
	受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会 事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階
	連絡先：(TEL) 099-286-2200 (FAX) 099-257-5707
	受付時間 9:00～16:00